
継続企業の事例分析

甲南大学会計大学院教授 公認会計士 古田 清 和

1 はじめに

「監査基準の改訂に関する意見書」が平成21年4月9日に企業会計審議会より公表された。今回の監査基準の主な変更点、改訂内容等は次のようになっている。

国際会計基準などとの整合性を踏まえ、財務諸表等規則等を改正し、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在する場合であって、当該事象または状況を解消し、または改善するための対応をしてもなお、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときは、経営者は、その評価の手順にしたがって、①当該事象または状況が存在する旨およびその内容、②当該事象または状況を解消し、または改善するための対応策、③当該重要な不確実性が認められる旨およびその理由④当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別を注記することとなる。

このような財務諸表等規則等との検討とあわせ、監査基準においても、国際監査基準との整合性を図り、国際監査基準における監査の実施手続と同様の手続を明確化することとし、一定の事象や状況が存在すれば直ちに継続企業の前提に関する注記を要し、追加情報の対象とする従来の規定を改め、これらの事象や状況に対する経営者等の対応策等を勘案してもなお、継続企業の前提に関する重要な不確実性がある場合に適切な注記がなされているかどうかを監査人が判断することとした。この改訂は、平成21年3月期の決算に係る財務諸表の監査から実施することとされた¹。この改訂により、従来の開示が以下に示すように、注記として開示される場合と、注記以外の事業等のリスク等に開示される場合の二通りの開示に変更になったが、まず改訂の内容を概観し、それを踏まえて、平成21年の3月決算、6月の第一四半期決算を中心に事例分析を行い、そこからどのような変化が起り、改訂による今後の留意点を明らかにしていくこととする。

2 監査基準の改訂について

ここで、継続企業の前提について確認しておく、企業の財務諸表は企業が継続することを前提に作成される。しかしながら、債務超過や継続的な損失など、企業の継続に重要な影響を及ぼしかねない状況や事象がある場合は、有価証券報告書や四半期報告書におい

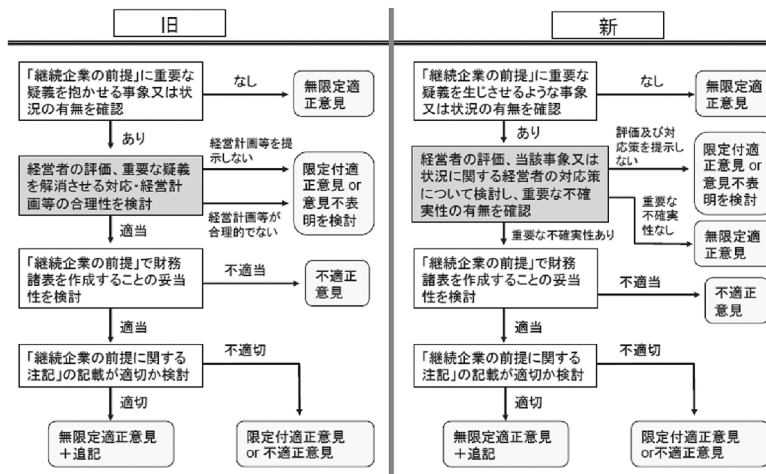
1 監査基準の改訂に関する意見書 平成21年4月9日 企業会計審議会

て開示する必要がある。内容としては企業経営者が、影響を及ぼしていると判断した事象と解消のための対応策を記載することになる。従来は継続に重要な影響を及ぼしかねない事象（継続企業の前提に疑義）があれば、「注記」として財務諸表に開示され、適切な開示か否かの監査を行っていた。新基準では、対応策により当該リスクの解消が確実であれば、「事業等のリスク」等に開示され、監査の対象外となる。一方不確実性が残る場合は「注記」として開示され、監査の対象となる。また、企業経営者が評価および一定の対応策も示さない場合は、監査人は十分かつ適切な監査証拠を入手できないことがあるため、重要な監査手続を実施できなかった場合に準じ、意見の表明の適否を判断することとなる。従来「継続企業の前提に関する注記」がなされてきたケースの一部について、経営者の対応策等から継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められないため、「注記」に至らないケースが生じることも起こりうる。今回の改訂では利害関係者への情報提供の観点から、上場会社等において、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められず当該注記を行わないケースであっても、有価証券報告書の「事業等のリスク」等において、一定の事象や経営者の対応策等を開示することとなる。なお、改訂監査基準は、平成21年3月決算に係る財務諸表の監査から実施されており、四半期レビュー基準においても、継続企業の前提に係る同様の基準が規定されていることから、企業会計審議会において同様の観点から検討され、「中間監査基準及び四半期レビュー基準の改訂に関する意見書」が平成21年6月30日に公表されている。また、企業会計基準委員会では、企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」について所要の改正を行うための審議を重ね、平成21年6月26日に改正基準が公表された。

③ 「継続企業の前提」に関する監査手続

継続企業の前提に関する新旧の監査手続を対比すると以下ようになる。

図1



(http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyoutosin/20090410.html)

新旧手続きの大きな違いは、監査人が計画等の合理性を検討する必要がなくなったかわりに、経営者の対応策等の確実性を判断することになったことである。つまり「合理性」から「確実性」への移行であるが、その基準は必ずしも明確なものではない。例えば合理的ではあるが不確実な場合が想定されるのかなどの疑問が残ることになる。

従来は、計画が合理的かどうかを検証することにより、注記対象の有無に対応して「適正意見」か「不適正意見」かに分かれることになっていた。しかし、新基準では、対応策が確実に実現されるのかどうかを判断すればよいことになる。この論考については以下の事例分析で検証する。

4 基準の改正を受けた動き

「継続企業の前提に関する注記」に係る開示について、平成21年4月20日に法務省から「会社計算規則の一部を改正する省令」（継続企業の前提に関する注記）が公布された。この改正は、事業年度の末日において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）に、「継続企業の前提に関する注記」を行うとしている。よって、当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合には、継続企業の前提の注記は要求されない、ことになる。

事業報告の内容等とすべき事項について、金融商品取引法においては、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、最終的に重要な不確実性が認められ継続企業の前提の注記を行うか否かを問わず、有価証券報告書の「事業等のリスク」や「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」において、売上高の著しい減少や債務超過等の状況を記載することが要求されている。また会社法においても上記と同様の趣旨の改正が行われていることを鑑みれば、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、事業報告の内容とすべき事項に該当するかどうかを個々の企業が個別に判断するものと考えられる。

日本公認会計士協会から、平成21年4月の「監査基準の改訂に関する意見書」および「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」の公表に伴う「継続企業の前提」に関連する実務指針の改正（平成21年4月21日）が公表されている。改正指針は監査・保証実務委員会報告関係（第74号「継続企業の前提に関する開示について」、第75号「監査報告書作成に関する実務指針」、第76号「後発事象に関する監査上の取扱い」の改正について）と監査基準委員会報告書関係（第3号「経営者による確認書」、第22号「継続企業の前提に関する監査人の検討」、第25号「監査役若しくは監査役会又は監査委員会とのコミュニケーション」、第27号「監査計画」、第28号「監査リスク」の一部改正について）に分かれているが、実務指針の改正は3月末決算に対応するため迅速なものであったといえる。

継続企業の前提に関する注記について、改正前の財務諸表等規則では、一定の事象又は

状況が存在すれば直ちに継続企業の前提に関する注記を要することとされていたものが、今回の改正により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときは、注記することになった。

また、改訂監査基準では、監査人は、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在すると判断した場合には、当該事象又は状況に関して合理的な期間について経営者が行った評価及び対応策について検討した上で、なお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるか否かを確かめなければならないこととされた。

⑤ 平成21年3月期決算における状況

3月決算会社の有価証券報告書が出揃った段階で、開示の実態はどのようになっていたのだろうか。平成21年3月期の有価証券報告書で、継続企業の前提に関する注記を記載した上場企業は80社、第3四半期報告書の128社からは減少したが、事業等のリスクの欄で記載した企業も含めると165社となっている²。なお、有価証券報告書の提出遅延していた2社がともに継続企業の前提に関する注記を記載したため、最終的に、継続企業の前提に関する注記を記載した上場企業は82社、事業等のリスクの欄で記載した企業85社を合わせると167社が何らかの継続リスクを抱えていたことになる³。

⑥ 平成21年6月期第1四半期決算における状況

平成22年3月期第1四半期（4～6月期）報告書において、法定期限までに提出した3月期の上場企業を対象とすると、継続企業の前提に関する注記を記載した上場企業は82社から74社へ、事業等のリスクの欄で記載した企業は85社から82社にそれぞれ減少している⁴。なお、有価証券報告書で開示した企業のうち、上場廃止や提出遅延で10社が対象外となっている。これらの開示企業のうち東京証券取引所1部及び2部の上場企業を対象に詳細分析を行うこととする。なお、これらを対象としたのはJASDAQやマザーズ等に比較して、上場基準が厳格な点などから変動要素の少ないと判断したことによる。開示企業のうち注記として開示したのは74社のうち21社、事業等のリスクの欄で記載したのは82社のうち32社のあわせて53社である⁵。

ここで継続企業の前提に関する注記を開示した主な理由と、事業活動の継続に関する重要事象などを記載した主な理由⁶を一覧にすると次のようになる。

まず、21社の継続企業の前提に関する注記を開示した主な理由とその比重の割合は表1のようになる。

2 日本経済新聞平成21年7月14日記事より

3 日経ヴェリタスマーケットオンライン平成21年8月9日

4 日本経済新聞平成21年8月28日記事・日経ヴェリタスマーケットオンライン平成21年8月28日

5 なおこれらの社数については筆者が独自に集計したものである。

6 またこれらの理由については開示書類から筆者が独自に集計したものである。

表 1

継続企業の前提に関する注記を開示した主な理由	件数	割合%
営業損失	18	25.0
経常損失	18	25.0
純損失	20	27.7
マイナスの営業キャッシュ・フロー	9	12.5
資金調達困難性	2	2.8
財務制限条項	2	2.8
返済期日の延期	1	1.4
対応策協議中	1	1.4
その他（貸金業法処分可能性）	1	1.4
計	72	100.0

特に注意すべきは、通常は継続企業の前提に関する注記を開示した主な理由については、単一の理由によるものではなく、複合して発生していると考えられるため理由は1社につき複数の理由が開示されている場合がある。

次に32社の事業活動の継続に関する重要事象などを記載した主な理由とその比重の割合は表2のようになる。

表 2

事業活動の継続に関する重要事象などを記載した主な理由	件数	割合%
営業損失	18	19.6
経常損失	23	25.0
純損失	27	29.3
マイナスの営業キャッシュ・フロー	13	14.1
資金調達困難性	0	0.0
財務制限条項	9	9.8
返済期日の延期	1	1.1
対応策協議中	0	0.0
その他（グループ会社にGCが存在）	1	1.1
計	92	100.0

特に注意すべきは、表1と同様に通常は事業活動の継続に関する重要事象などを記載した主な理由については、単一の理由によるものではなく、複合して発生していると考えられるため理由は1社につき複数の理由が開示されている場合がある。

この二表に共通するのは、「継続企業の前提」に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が、損失、マイナスのキャッシュ・フロー、資金の調達返済に集中している点で

ある。監査手続でもみたように、これらの事象又は状況があり、経営者の評価と対応を策検討し、重要な不確実性がない場合は、注記に至らず事業等のリスクでの開示になる。この場合、どのような理由で不確実性がないのか、つまり注記の場合と明らかに質的な相違があることになる。この点を検証するために、不確実性がないとしている理由について32社の理由⁷の内訳は表3のようになる。

表 3

不確実性がない等を記載した主な理由	件数	割合%
増資等の資本増強	5	9.4
財務制限条項の適用免除等	4	7.5
準備金による損失填補	1	1.9
金融機関との合意等によるキャッシュ・フローの改善	11	20.8
経営改善計画・事業構造改善計画・中期経営計画の策定実行	13	24.5
費用の削減・収支の改善	19	35.9
計	53	100.0

特に注意すべきは、計画の策定・実行の中には、キャッシュ・フローの改善や費用の削減による収支の改善等が含まれることになり、理由に占める上位3つの理由については基本的に一体と考えられるが、最近の開示情報の詳細化・具体化を反映して、記載していると考えられるため、開示されている場合はそれぞれ独立してカウントしている。

また、第一四半期の場合、前期末で不確実性がないとして注記をせず、事業等のリスク等に記載されている理由にほとんど変化がないことも挙げられる。これは期末決算からの3ヶ月においては、企業の状況に大きな変化なかったことを意味している。

7 事例の検証①注記の分析

平成21年6月の第一四半期で継続企業の前提に疑義があり、不確実性が解消されていないとして「注記」した21社は1社を除き、3月の期末決算においても注記が付されており、その状況に変化がほとんどない。除いた1社（U社）については特徴があるので個別具体的にその開示内容と見ていくことにする。U社の概況は以下の通りである。

表 4

	20/12	21/3	21/6	21/9
注記	有	無	有	有
疑義の状況	損失の計上	損失の減少	損失の計上	損失の計上
	資本の増強			
	経営改革	事業改善の実行	資金調達遅	

7 またこれらの理由についても開示書類から筆者が独自に集計したものである。

従来基準が適用される、平成20年12月の第3四半期までは、継続企業の前提に関する注記が記載されていたが、新基準の適用となった平成21年3月期は注記が解消されている。これは継続企業の前提に疑義があるがその解消に関する経営者の対応策に不確実性はないことを意味している。その理由として、利益は計上していないもの前期比で損失の計上額が減少したことや資本・資金の増強策が実施されて、事業改善が進んでいくとの見解が示されている。

しかしながら、平成21年6月の第1四半期においては、再び「注記」が記載され、継続企業の前提に重要な不確実性が認められる。さらに平成21年9月の第2四半期においても同様に「注記」が付されており状況の改善は見られていない。またその後、資本増強策が実行されていないことなどが判明している。これは平成21年3月決算期における、注記の解消と不確実性が認められないことの記載は、新基準への移行により、経営計画等の合理性の検討を行わなくともよくなったことに起因していると考えられる。

8 事例の検証②不確実性がない等を記載した主な理由の分析

平成21年6月の第一四半期で「注記」せずに、不確実性がない等の理由を記載した32社の中で、最大の要因として費用の削減・収支の改善を挙げた19社については3月の期末決算においても同様の内容が開示されており、その状況に変化がほとんどない。すなわち、第一四半期において前期末比で収益が改善せず損失を計上したのは13社にのぼっている。その開示内容で特徴的なS社の開示内容を見ていくことにする。

S社の有価証券報告書等の概況は以下の通りである。まず、平成21年3月期の有価証券報告書の「事業等のリスク」で、事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況として、売上の減少・損失の計上が挙げられており、その要因を最終的に景気そのものの悪化としている。さらに「財政状態及び経営成績の分析」において事業等のリスクに記載した事象等を解消し又は改善するための対応策として、事業再構築に向けた3ヶ年計画を示しその中で、費用削減・販売体制の推進と、資金面の支援の継続を挙げている。一方平成21年6月の第一四半期では「事業等のリスク」で前年度の有価証券報告書に記載したの「事業等のリスク」について重要な変更もなく、事業等のリスクに記載した事象等を解消し又は改善するための対応策についても新3ヶ年の事業計画の策定内容が示されているが、前年度の有価証券報告書に記載した内容と大きな変更はない。また経営成績でも損失の計上となっている。この場合留意すべきは、当該企業の事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じた個別具体的な理由が述べられずまた、経営成績でも第一四半期に損失の計上となっているにもかかわらず、不確実性がないため注記をしないことの対応策の検討が開示されていないことである。

9 分析結果

「注記」の開示と注記ではない開示の差異は、重要な不確実性の有無になる。以上の事

例からも、基本的には定量的に認識・測定できるものではなく、定性的に質的に個別に判断していく必要があると言える。特に、期末から第一四半期の間の3ヶ月では、主な対応策である、事業計画の策定・実行、キャッシュ・フローの改善や費用の削減による収支の改善等の効果を測る期間としては、短いと言わざるをえない。新基準においては経営計画等の合理性は検討しなくともよいが、重要な不確実性の有無を検討する場合、債務超過の解消のための増資の実行の確実性の検証に対して事業計画の策定・実行、キャッシュ・フローの改善や費用の削減による収支の改善等の確実性の検証は質的にも手続き的にも監査人にとって厳しい局面が想定される。今後は、実務の中で積み上げて行くことになるが、重要な不確実性無しとの判断内容・理由については開示されないため、「注記」を行わない場合については、経営者により詳細な記載開示を求めるなどのガイドラインが必要であるととも、安易に「注記」を外してはならない。

10 おわりに

最後に、抽出した会社数の数字が意味するものについて、大きく2つに整理して示しておく。

①継続企業の前提に関するルール変更により、継続企業の前提に関する注記の記載企業が減少したことは、基準改正の一定の効果と考えることができる。今回の基準改正は、4月6日の基準改正を3月末決算に適用するということから第3四半期までの適用ルールを、期末日が過ぎてから変更して、期末に遡及して適用している点が100年に一度といわれる経済情勢等を反映したものと考えられる。首尾一貫性の観点から継続性には疑問が残るが、法令等の改正による変更であるため、正当な理由の範疇に入ることになる。

②継続企業の前提に関する注記企業は減少したが、事業等のリスクの欄で開示した企業を合わせると増加していることから、従来の基準のまま適用したのであれば、期末における注記企業は増加したのではないかと懸念される点である。通常、会計方針の変更の場合は、従来の処理方法と対比して影響額が記載されるのが常であるが、今回は一企業の範疇ではないため、影響についてある意味比較できないのは致し方ないといえる。

このルールの変更は、投資家と監査人双方の立場から検証可能である。投資家から見て、従来の継続企業の前提に関する注記は、記載されたからといって、記載企業が必ずしも破綻するわけでもなく、また注記がない企業でも破綻する場合もあるということは理解されていた。ただ、従来の開示内容は投資家にとっては、合理的な経営計画等が示されるため、開示内容として機能しているものであった。また、二重責任の原則から、経営者側が継続企業の前提に疑義があるにもかかわらず、注記を付さない場合は、監査人の立場からみると意見表明ができず、有価証券報告書が提出できなくなるため辞任し、企業側は急遽、別の監査人により開示することになっていたと思われる。新基準では、経営者が開示する内容が対応策になったため、「注記」を付して、監査人が確実性を検証すれば意見を表明することも可能になったことを意味している。つまり従来は注記と監査法人の意見表明により、投資家は継続企業の前提に関する判断を行えばよかったといえるが、今回の改正に、

投資家自らが、注記と監査法人の意見表明の意味を読み取り判断していかなければならなくなつたのではないだろうか。投資家にとって、有価証券報告書の事業等のリスクは監査の対象外であることから、ここに記載される内容について、今回の改訂の意味を理解したうえでリスク判断が必要になるものと推察される。